

# 鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月26日（火）第59号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

○指定外来動植物の指定（※） （自然保護課取扱い） 1

## 告 示

### 鹿児島県告示第522号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定外来動植物を指定し、令和2年2月1日から施行する。

令和元年11月26日

### 鹿児島県知事 三反園訓

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
イノシシ（リュウキユウイノシシを除く。）	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。 (4) 終生飼養に努めること。	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。）に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
キュウシュウジカ	西之表市（同市馬毛島の区域を除く。）、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
ニホンイタチ	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設

		<p>点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	
ホンダタヌキ	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等，擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
インドクジャク	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等をする事。</p> <p>(4) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(5) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等，擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
ニホンスッポン	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等をする事。</p> <p>(4) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(5) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
オキナワキノボリトカゲ	県内の区域のうち，奄美市及び大島郡を除く区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守</p>	適合飼養等施設の基準に定めるおり型施設等，移動用施設又は水槽型施設等のいずれかの施設

		<p>点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(5) 終生飼養に努めること。</p>	
アフリカツメガエル	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(5) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設又は水槽型施設等のいずれかの施設
コイ	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は，卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
グリーンソードテール	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は，卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
アメリカハマグルマ (ミツバハマグルマ)	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 周辺に自然分布する植物群落との</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設

		<p>連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 地下茎の断片、根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。</p>	
ホテイアオイ（ウォーターヒヤシンス）	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 地下茎の断片、根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
ポトス（オウゴンカズラ）	奄美市及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 地下茎の断片、根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
ムラサキカッコウアザミ（オオカッコウアザミ）	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 地下茎の断片、根茎部等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。</p>	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設